資料 4-3

# 利用制限事由の該当性を判断する基準について

１　対象となる歴史的公文書が作成又は取得されてからの時の経過を考慮すること
２　対象となる歴史的公文書の移管元の実施機関から、移管時に付された意見を斟酌すること

【１について】

利用制限事由に該当するかどうかについての判断は、利用決定等を行う時点の状況により行う。

個人、法人等の権利利益や公共の利益の保護の必要性については、時の経過に加え、社会情勢の変化に伴い、失われることもあり得る。時の経過を考慮するにあたっては、次の事項を考慮することとする。

・仙台市の公文書の保存期間が最長 30 年であること
・独立行政法人国立公文書館利用等規則（平成 23 年 4 月 1 日規程第 4 号）第 12 条第 3 項「時の経過を考慮するに当たっては、利用制限は原則として作成又は取得されてから 30 年を超えないものとする考え方を踏まえるものとする」
・1968 年 ICA マドリッド大会での採択決議「公開制限期間を定めている各国においては、一般的な制限期間について、文書の作成から公開までの間が 30 年を超えないものとし、必要な場合は留保事項を設けること。」

作成又は取得から 30 年を経過した歴史的公文書に記録されている個人情報について、一定の期間の経過を踏まえ個人の権利利益を害するおそれがあるか検討する際には、下記の記載事項を考慮する。

| 歴史的公文書に記録されている情報 | 一定の期間 | 該当する可能性のある情報の類型例 |
|---|---|---|
| 個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの | 50 年 | ・学歴又は職歴<br>・財産又は所得<br>・採用、選考又は任免<br>・勤務評定又は服務 |
| 重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの | 80 年 | ・国籍、人種又は民族<br>・家族、親族又は婚姻<br>・信仰<br>・思想<br>・伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態<br>・刑法等の犯罪歴（罰金以下の刑） |
| 重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの | 110 年を超える適切な年 | ・刑法等の犯罪歴（禁固以上の刑）<br>・重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態 |
| （備考） | | |